

平成29年8月10日 招集
北九州市西部農業委員会第3回総会議事録

1 会議の日時

平成29年8月10日 14時30分から
平成29年8月10日 15時30分まで

2 会議の場所

八幡西区役所折尾出張所会議室

3 会議の出席委員（22名）

◆農業委員（14名）

1番	倉成 保彦	3番	大庭 喜重	4番	久野 善隆	6番	木原 幹雄
8番	山田 泉	9番	田中 義一	11番	久保田 晴彦	12番	福田 甚裕
13番	梅崎 正和	14番	深町 秀	15番	松尾 喜平次	16番	松岡 勝信
18番	栗山 重隆	19番	吉武 淳一				

◆農地利用最適化推進委員（8名）

2番	浦邊 愛二	5番	平山 吉昭	7番	小田 建治	10番	秋山 誠
17番	安田 和彦	20番	松浦 正伸	21番	宮野 誠司	22番	本田 春夫

4 会議の欠席委員（0名）

5 会議の出席職員

事務局長 森元 義男 次 長 石丸 校寛 農地担当係長 島崎 尚
主 任 菊池 一政 主 任 三原 晴樹

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）
議案第 9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第 4号 非農地証明願について
報告第 5号 農地改良届について
報告第 6号 公共工事に関する農地の一時利用届出について

(2) 一般議案関係

(3) その他

- ・平成29年度上期農地パトロール調査について
- ・新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について（8月30日（水）13：00～）
- ・平成29年九州北部豪雨災害義援金の募集について
- ・農業委員活動記録簿について

7 議事 会長（久野 善隆）が議長となり開会を宣言 14時30分

事務局長	<p>では皆さま、お疲れ様でございます。ご案内しておりました定刻、14時半となりましたので、ただ今より西部農業委員会平成29年第3回の総会を始めたいと思います。会議の進行につきましては、久野会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。先日8月1日の合同初総会については、皆様のご協力により、順調に運営委員の方々の決定などを行うことが出来ました。今日が実質的な議案審議、そういったものに入る初めての会合となっております。これから3年間、皆さんには大事な議案を審議していただきますし、地元農家の相談、そういったものについては各地区の委員さんに出ていただき、地元の意見を拾い上げていただき、毎月のこの定例総会などの場で皆さんの意見を凝縮して、地元農家にとってより良い結果となるよう、我々が一丸となって努力をしなければならぬと考えております。今後3年間、皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。また、事務局についてもご協力をお願いしまして、本日の冒頭の挨拶とさせていただきます。</p> <p>また、台風5号が九州を逸れてくれて本当に良かったなと思っております。迷走している間の時間は歴代第3位であったそうです。当初は九州北部にまともに来るような進路でしたが、ぐっと下がっていきました。豪雨被害を受けたばかりの朝倉のほうに来なければ良いなと思っておりましたが、鹿児島の下をかすめて行って、広島、四国の愛媛、そういったところから先ではかなりの被害が出てしまったようであります。まだ今後とも、台風は18号、19号くらいが、今まで北九州では一番被害が大きかったという実績がありますので、台風対策も十分に取っていただきたいと思っております。また、台風が過ぎれば急に暑くなりますので、農作業にあたっては、これも十分留意されるようお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今より、第3回の総会を開催いたします。本日は大変お忙しいところ、総会にご出席いただき有り難うございます。以降、議事進行につきましては、着席を以って進行させていただきます。</p>

議 長	まず、出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は22名です。欠席の委員はございませんが、8番の山田委員は少し遅れるということで連絡が入っております。過半数の出席がありますので、ただいまより会議を始めます。
議 長	次に、総会議事録の署名委員の指名をいたします。今回の署名委員は、9番の田中委員、11番の久保田委員をお願いいたします。
議 長	初めに、1頁の議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は委員会許可事案1件でございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。この件について、先の第一調査委員会で事前に審査をしております。その意見を、大庭調査長より報告をお願いいたします。
大庭調査長	報告します。3条の許可申請につきましては、ご覧のとおり、調査書では要件を満たしております。申請地は今後キャベツ等の栽培を行う計画であり、特に問題はなく、委員会では許可相当であるという結論でございました。以上、報告いたします。
議 長	はい、有り難うございます。それでは、皆さん方のご審議をお願いいたします。
議 長	よろしいでしょうか。
	(異議なし)

議 長	それでは異議なしということで、議案第7号につきましては、原案通り承認をすることにいたします。
議 長	次に、2頁から3頁までの議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものでございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい、事務局の説明が終わりました。この件について、先の第一調査委員会で事前に審査をしております。その意見を、大庭調査長より報告をお願いいたします。
大庭調査長	はい、それでは報告します。議案第8号についてご説明いたします。農地中間管理事業の関係です。農用地の利用集積計画について委員会で審議しました結果、内容については異議なく、承認相当であるという結論でございました。以上、報告いたします。
議 長	はい。有り難うございます。それでは、皆さん方のご審議をお願いいたします。
議 長	ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	はい。異議はないようでございますので、議案第8号については、原案どおり決定することにいたします。

議 長	次に、4頁の議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、本議案は農用地利用配分計画案作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものでございます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議 長	はい。この件につきましても、先の第一調査委員会で事前に審査をしております。その意見を、大庭調査長より報告をお願いいたします。
大庭調査長	はい、それでは報告します。議案第9号についてご説明いたします。これも農地中間管理事業の関係です。農用地利用配分計画案について委員会で審議しました結果、内容については異議なく、承認相当であるという結論でございました。以上、報告いたします。
議 長	はい。有り難うございます。それでは、皆さん方のご審議をお願いいたします。
1 番 倉成副会長	この権利を設定される方ですが、農業者ですか。
事務局	新規の農業者となります。
1 番 倉成副会長	新規の農業者ですか。私たちはこの方が農業をされているということを聞いたことが無いものですから。
事務局	市で研修を受けたり、JAの農地を借りたりして、今まで準備を進めてきたと聞いております。この件につきましては、農地中間管理事業の関係でございますので、農政

	<p>事務所で対応してきておりまして、この方も農地中間管理機構には、以前から土地を借りたいということを出していたそうです。今回初めて貸してくれる方が見つかったということで、これから新規に取り掛かりたいという話を聴いております。</p>
1 番 倉成副会長	<p>農業機械や耕運機は有るのですか。持っていないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そこまでは聞いておりません。</p>
1 番 倉成副会長	<p>私たちは、全くこの方が農業をされているということを知ることがないし、もし水稲をされるのであれば、機械が必要だと思います。そのあたりをもう少し確認していただくわけにはいかないでしょうか。</p>
事務局	<p>状況につきましては農政事務所で把握していますので、話は直ぐに聴けると思います。</p>
議 長	<p>はい。この件について、先の調査委員会でも同じような意見が出ました。農地中間管理事業、これはもう、今までにも何回か出た案件でございます。地区の担い手農家、例えば我々のところであれば、各農事組合で受託者組合といったものがあります。これまでは、そういうところと意見確認をしながら、実際にはそういう方が逆にお世話をしながら、農地中間管理事業の件については進めて来ました。当農業委員会で取り組んできた経緯の中でも、地元の認定農業者、地域の担い手、或いはそういった方々の集まりである受託者組合などが引き受け、大体は地元の担い手に、というような形で今までやって来ました。</p> <p>今回、私も新規就農の方が、我々農業委員会の新規就農の審査無しで話が進んでおり、農地中間管理事業の場合は農政事務所でそういう審査もやっていくということではあります。そのあたりをもう少しシビアに、連携を取っていかねばならないということで、いま事務局と、この件についてはもうちょっと厳密な調査をされるように</p>

ということでは協議してあります。農政事務所がやっていることは間違いではないです。し、法に則った方法でやっている場合は、地元に関心、水の手当などがどうなっているのかとの農業者でない方がやられる場合は、地元の心、水の手当などがどうなっているのかとの連携を必ず取ってかから許可をしないか、そういう観念の疎通、意見の疎通は、農政事務所と農業委員会とでもう少し取っていかないと。そのあたりの意思の疎通、意見の疎通は、農政事務所と農業委員会とでもう少し取っていかないと。

今日、初めてこういう案件、新規就農と農地バンクが関わる案件が出ました。私も、今日初めて耳にする、目にするもので、気になることが多々ありました。もう少し、農政事務所と我々、事務局とが一緒になっていて、この件については会長、副会長で詰めて確認をしたいと思っております。ただ、行政の手続き上は、既に許可は農政事務所が出して良いようになっていますので、今後の課題としてやっていきたいというふうに考えております。どうかそのあたりをご理解いただいて、そして農政事務所と事務局と私たち正副会長とで、ちょっと内容を聴いてみたいと思っております。そういうことで、後日、また次の総会の場で皆さん方に報告させていただきたいと思っております。

3番
大庭副会長

この件はまだ個人の問題ですが、これが、法人関係が中間管理機構を通じて入り込んできたら、地域の人がどういう対応をしたら良いのかも分からないだろうと思えます。構造改革の関係で、これから企業が農地に入り込んでくるケースも出てくるかもしれません。今回のように農業委員にも全然連絡が無く、中間管理機構を通じてパッと入ってくるのかもしれませんが、これは氷山の一角かもしれませんが、今後どんぱん入ってくるのかもしれませんが、担い手が居ないということが問題になっています。農家によっては担い手が居ないから誰かに頼もうということもあるでしょうし、それがそういう人たちに頼んだ時に混乱を起すような形にならないように、それは法人、企業関係が中間管理機構を通じて3町、4町といった面積でドーンと入り込んだ時に、地域の問題をどういうふうに対処するのか、問題点の継承ということも、ある程度やっておかなければならないと思っております。

議 長	皆さんからも、貴重な意見があればお伺いしたいと思います。
	(異議なし)
議 長	はい。それでは、この件につきましては、一応手続きを踏んだ結果になっていきますので、これは認めざるを得ないと思います。ただ、この内容について、今後どういうふうにやっていくかということで、いま申しましたように、農政事務所と事務局、そして私たち正副会長にあとは任せていただいて、何かまた皆さん方に相談しないといけないようなことがあれば保留しまして、相談いたしたいと思います。そういうふうに進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	はい。それではそういうことで、一応本議案については、正副会長が農政事務所から内容説明を受けて、決定するというふうにしたいと思います。事務局もそれによろしいですか。
事務局長	はい、承りました。本件については、事前に十分な情報収集、そしてそれに対する対応を取る必要があった事案かと思えます。そういう意味では、フォローになりますが、追加でしっかり農政事務所とやり取りをさせていただきたいと思えます。
議 長	ご審議ありがとうございます。これで議案の審議は終わりです。
議 長	引き続き、報告事項に入ります。 まず、5頁の報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出につ

	いて、事務局の説明を求めます。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい、次に6頁から11頁までの報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局の説明を求めます。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	それでは次に、12頁の報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。まずお詫びいたします。こちらは報告第3号となりますが、議案を誤記しております。議案第3号としておりますので、報告第3号と読み替えていただくようお願いいたします。申し訳ございません。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	それでは次に、13頁の報告第4号、非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	次に、14頁の報告第5号、農地改良届について、説明をお願いいたします。

	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	次に、15頁の報告第6号、公共工事に関する農地の一時利用届出について、説明をお願いいたします。
	(事務局、議案書を読み上げて内容を説明)
議長	はい、以上、事務局から報告事項について、説明が終わりました。これについて、皆さんから何かご意見があれば、承りたいと思います。
議長	報告事項について、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	はい、ご審議ありがとうございます。これで、農地法関係の議案審議を終わります。
議長	引き続き、一般議案等に移ります。今回は、一般議案はございません。その他の項目に入ります。 初めに、平成29年度上期農地パトロール調査について、事務局説明願います。
	(事務局、別紙資料で説明)
事務局	はい、では説明させていただきます。お手許の資料をご覧ください。農地パトロール

	<p>調査につきましては年に2回行っておりますが、今年の第1回目ということになります。日時は9月1日金曜日の午後と9月4日月曜日の午後を予定しております。通常の定期的な現地調査と兼ねて行いますので、班編成といたしましては、現地調査の予定である若松では松浦委員、松岡委員、それから現地の委員と事務局が一緒に行きまします。八幡班につきましては、宮野委員、倉成委員、それから現地の委員と事務局といたうこととなります。調査案件ですが、平成28年4月から平成28年9月30日まで許可した案件の現地確認となります。転用許可が5件、農地改良が6件の合計11件、若松が4件で八幡が7件ということになっております。調査予定表といたしましては調査案件を書いておりますが、定期の許可申請に係る現地調査とあわせて行いますので、通常の許可申請が25日締切のためまだ出てくる可能性がございます。それも含めてスケジュールを作成して、ご連絡いたしたいと思っておりますので、25日以降、事務局から改めてご連絡いたしたいと思っております。農地パトロール調査については以上でございます。</p>
議長	はい、農地パトロール調査について、何か質問があれば、お受けしたいと思っております。
5番 平山委員	初めてなので、お尋ねしたいことがございます。調査の際の服装ですが、帽子と腕章は必要ですか。あと、服装は普通の作業着でも構いませんか。
事務局	はい。着用していただいたほうが良いと思っております。現地で農家の方とお会いする可能性もありますので、農業委員会として活動しているという意味でも、着用していただいたほうが良いと思っております。服装については特に何も指定はございません。
議長	現地調査ですから、長靴も持参されていたほうが良いと思っております。中に入っていかなければならないこともありますから。
5番 平山委員	それから、現地の地図はどうなりますか。

事務局	改めて地図は用意させていただきます。
5番 平山委員	書類は事前に送っていただけますか。
事務局	はい。当日お渡しする場合がありますが、事前のほうがよろしければ事前にお渡し出来ますので、そのように手配いたします。
議長	今までは、当日こちらに集まり、打合せをしてから現地に行くという形が多かったです。集合時間はもう分かっていますか。
事務局	どの順番に廻るのか、どの地域に行くのか、まだこれから変わる可能性がございますので、確定してからご連絡させていただきたいと思っております。
議長	はい、分かりました。それでは、帽子と腕章だけは必ず着用するようにお願いします。他に皆さんから質問はありませんか。
議長	よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは、当日の若松班、八幡班の松浦委員、松岡委員、宮野委員、倉成委員については、よろしく願いいたします。
議長	はい、それでは2番目に、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、

	事務局説明願います。
	(事務局、別紙資料で説明)
議長	はい。これについて、他に何かご質問があれば、お受けしたいと思います。
議長	よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは、最後に、農業委員活動記録簿について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局、別紙資料で説明)
事務局	<p>はい。それでは活動記録簿について説明させていただきます。これは説明と申しますか、お願いではございますが、各委員の皆さまにつきましても、それぞれの地域で、日々いろいろな活動、農地の現地調査ですとか、例えば相続の相談ですとか、農地転用の相談ですとか、色々と地域の農家の皆さん方の相談に乗っていただいたり、動かされていたりすることでしょうし、またこれからそうされていくことだと思います。そこで、その活動を農業委員活動記録簿、その集計表という形で事務局に資料をいただきまして、それを全体として集計して、西部農業委員会としてはこういう活動をしています、ということをご報告しております。</p> <p>前期からの継続の委員さんには既にお配りしている様式ではございますが、新しく就任された委員さんのお手許には農業委員活動記録セットというものをお配りしております。その中ほど、16頁が記入例となっておりますが、毎月、こういった集計簿を提出していただければと思います。集計簿につきましてはこの本体を提出していただ</p>

	くのではなく、これは継続の委員の方を含めて、皆さんに集計簿のコピーをお渡ししております。コピーのほうで、その月の活動を集計したものを、翌月の総会の際に提出していただくようお願い致します。以上でございます。
事務局	こういう箱を入口のところに置いておまして、総会の際に入れて帰っていただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。
議長	本体のほうに先に書いて、それをコピーの様式に写して、それを提出するということですね。それで、いま新旧の委員さんがいますが、内容は継続の委員が以前もらったものと同じですか。
事務局	はい。内容は同じです。コピーの様式では議席番号のみ変えております。
2番 浦邊委員	毎月、総会の際にこれを提出するのですか。
事務局	はい。
2番 浦邊委員	こちらの活動記録簿セット、本体のほうはどうするのですか。これは自分で持っておいて、自分で記録していけば良いのですか。最後に出すのでしょうか。
事務局	はい。今のところは提出していただくことは予定しておりませんが、国から詳しい活動の内容などを訊かれたときに、こちらを見ないと分からないといったことがあれば、提出していただくこともあるかもしれません。今のところは集計簿のみ提出していただいております。

3 番 大庭副会長	今日、8月10日は総会のところに○を入れたら良いのですね。
事務局	はい。
議 長	そうですね。日付のところに8月10日と書いていただいて、活動の分類は、総会、部会等への出席、ここになります。
2 番 浦邊委員	この前の8月1日と今日の10日、その2つを書くのですね。
議 長	はい。日付を別々にして書いて下さい。それと地元から相談があつて、それで来たとか電話があつたとか出向いたとか、そういったことも洩れなく書き入れて下さい。
事務局	済みません。大庭副会長から、総会で○を付けたら良いのか、といったお話しがありました。1日仕事の場合は○を入れて、半日のときは△を入れるようお願いします。
議 長	はい。それでは、活動記録簿についてはよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	はい。それから、先ほど農地パトロールについて説明がありましたが、こちらに来るのは毎月の八幡と若松の当番の2人ずつの委員さんで、現地委員さんはこちらには来ません。ですから、先ほど言われていた日にちがあるという件ですが、1週間くらい前であれば用意は出来るのですか。

事務局	25日が締めですので、それ以降であればスケジュールが立てられます。
議長	では、前もって確認されたいということですので、出来次第、郵送で送るようお願いします。
事務局	分かりました。
議長	はい。それでは他に質問も無いようですので、事務局から連絡事項等ございましたらお願いします。
事務局	最後になります。皆様のお手許に1枚資料を置かせていただいておりますが、九州北部豪雨災害に関する義援金について、少しお願いをしたいと思っております。皆様ご承知のとおり、九州北部豪雨では県南地域、朝倉などで大変な農業関係の被災が発生しております。そこで、同じ農業に携わる者同士、また農業委員会同士ということで、県の農業会議が音頭を取りまして、県内の各農業委員会の皆様に対する義援金の募集の文書が参りました。これについて、皆様から頂戴します親睦会、みずほ会から義援金を出させていただければと思っております。資料には金額は書いておりませんが、実は昨年の熊本地震の際にも同じように義援金をお出ししましたので、1人あたりの金額はその時と同額にさせていただきたいと思っております。よろしければ、そのような形をとらせていただきたいと思います。以上です。
議長	はい。事務局から説明がありましたが、最近はこういう被害が日本全国どこでもあるような状況です。特に、今回は我々と同じ福岡県農業会議の中の一員ということもあり、皆様の協力をよろしくお願いしたいと思います。この件について、何か質問はございませんか。

	(異議なし)
議長	はい。それでは皆さんからのご了解をいただきましたので、みずほ会から寄付をさせていただきますきたいと思います。
事務局長	はい。では、みずほ会から支出をさせていただきます。
議長	個別の寄付の希望等もありましたら、何時でも事務局にご相談ください。
議長	はい、それでは他に質問も無いようですので、これを以って第3回の総会を終了いたします。長時間、お疲れ様でございました。